

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月5日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S ブルームバーグ・フランス国債（7 - 1 0 年）イン デックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の繰上償還に関する約款変更による記載事項の変更がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2026年5月28日から2027年5月26日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2026年5月28日から2026年6月18日まで

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

< 更新後 >

フランスの公社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ・フランス国債（7-10年）インデックスTTM（為替ヘッジあり、円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

ブルームバーグ・フランス国債（7-10年）インデックスTTM（為替ヘッジあり、円ベース）とは、残存年数が7年から10年のフランス国債市場のパフォーマンスをあらゆるインデックス（為替ヘッジを行なう円ベースのインデックス）です。

< 信託の終了（繰上償還） >

「NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、信託を終了（繰上償還）することといたしました。

< 信託終了（繰上償還）の内容 >

信託期間を無期限から2026年6月30日までに変更し、同日を信託終了日として信託を終了（繰上償還）します。なお、東京証券取引所における売買取引は2026年6月26日までとなります。

* 信託期間変更の約款変更適用日は2026年6月29日となります。

< 信託終了（繰上償還）の理由 >

当ファンドは投資信託約款において、当初設定日（2023年4月24日）より3年を経過した日以降に、受益権口数が20営業日連続して125万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、2026年4月27日時点の受益権口数が330,000口となり、125万口を下回ることとなりました。2026年5月28日まで継続して受益権口数が125万口を下回ったことにより、投資信託約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、信託終了（繰上償還）いたします。

なお、2026年6月19日以降の購入申込および2026年6月25日以降の換金請求は、受付を中止いたします。

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないに行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

< 商品分類 >

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信)
《商品分類表》

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単体型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 ()		
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	あり (フルヘッジ)	TOPIX
不動産投信	日々	中南米	なし	その他 (ブルームバーグ・フ ランス国債(7-10年)イン デックスTTM(為替 ヘッジあり、円ペー ス))
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行なわないので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること

ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること

追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること

ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること

利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なる場合があり、また、同指数を対象とする先物取引を利用した場合においても、先物価格と同指数との間に乖離が生じること

信託報酬等のコスト負担があること

* 対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して125万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

ファンドは、2026年6月30日に信託を終了（繰上償還）することを予定しています。

当該信託終了（繰上償還）の日までの運用において、委託会社の判断により償還を念頭に組入資産の資金化を図る場合があります。その結果、主要投資対象への投資比率が低下する場合があります。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします(2023年4月24日設定)。

< 訂正後 >

無期限とします(2023年4月24日設定)。

(注)約款変更適用後(2026年6月29日以降)は以下となります。

2026年6月30日まで(2023年4月24日設定)